



第112回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日

日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア 西館4階 会議室
※ご来場の際は、裏表紙の株主総会会場ご案内図を
ご参照ください。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しまして、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をご判断くださいますようお願い申し上げます。

ご来場の株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第112回定時株主総会招集ご通知	01
株主総会参考書類	04
第1号議案：定款一部変更の件	
第2号議案：取締役9名選任の件	
第3号議案：監査役1名選任の件	
（添付書類）	
事業報告	17
連結計算書類	40
計算書類	44
監査報告書	48

富士古河E&C株式会社

証券コード：1775

2022年6月9日

株主の皆様へ

川崎市幸区堀川町580番地

富士古河E&C株式会社

代表取締役社長 日 下 高

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
 2. 場 所 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア 西館4階 会議室
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1 第112期（自2021年4月1日
至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第112期（自2021年4月1日
至2022年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ffec.co.jp>）に掲載させていただきますので、本株主総会招集ご通知には当該事項は記載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席いただける場合



株主総会日時

2022年6月24日(金曜日)午前10時開催

(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様1名に委任する場合には限られます。なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限

2022年6月23日(木曜日)午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください

行使期限

2022年6月23日(木曜日)午後5時30分行使分まで

当社議決権行使ウェブサイトにごアクセスいただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使ウェブサイト】<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

- 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネットにおいても議決権を行使され、議決権行使が重複した場合は、インターネットにより議決権行使したものを有効とさせていただきます。
- インターネットによって、複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

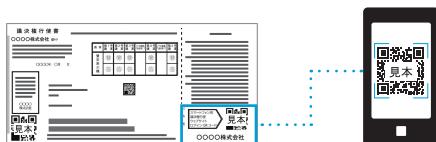
インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」

(スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

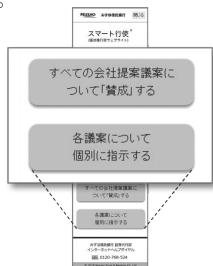
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
※QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

パソコン向けサイト

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

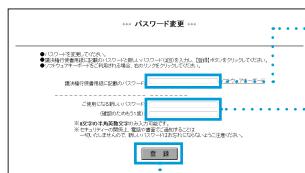
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



初期「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) その他、字句の修正等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。	(削除)
(新設)	第13条 (電子提供措置等) 1. 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条～第19条（条文省略）</p> <p>第20条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. （条文省略）</p> <p>2. 取締役は、その決議によって、取締役社長1名のほかに必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条～第44条（条文省略）</p>	<p>第14条～第19条（現行通り）</p> <p>第20条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名のほかに必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条～第44条（現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（附則）</p> <p>1. <u>定款第13条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	くさ か たかし 日 下 高	代表取締役社長 執行役員社長	12回/13回 (出席率 92%)
2 再任 社外 独立	かわ しま きよ し 川 島 清 嘉	社外取締役	13回/13回 (出席率100%)
3 再任 社外 独立	い とう く み 伊 藤 久 美	社外取締役	13回/13回 (出席率100%)
4 再任 社外 独立	やま ぐち かず よし 山 口 和 良	社外取締役	10回/10回 (出席率100%)
5 新任	すが い けん ぞう 菅 井 賢 三	—	—
6 再任	ふじ もと ひろし 藤 本 浩	取締役 執行役員常務 電気設備事業統括、海外事業統括、 電気設備事業本部長	13回/13回 (出席率100%)
7 再任	お だ しげ お 小 田 茂 夫	取締役 執行役員常務 管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長	13回/13回 (出席率100%)
8 再任	たお あつ のり 埜 篤 典	取締役 執行役員常務 工事技術本部長	13回/13回 (出席率100%)
9 再任	さわ だ とも ゆき 澤 田 朋 之	取締役 執行役員 営業統括（国内・海外）、営業本部長	10回/10回 (出席率100%)

(注) 山口和良氏、澤田朋之氏は2021年6月22日開催の第111回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしましたため、就任後の取締役会の出席状況を記載しております。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>くさ か たかし 日 下 高 (1959年6月3日生)</p>	<p>1982年4月 富士電機製造株式会社（現 富士電機株式会社）入社 2001年7月 富士電機システムズ株式会社エンジニアリング本部業務部長 2008年4月 同社取締役、経営企画本部企画部長 2009年4月 同社取締役、経営企画本部長、輸出管理室長 2010年4月 富士電機ホールディングス株式会社（現 富士電機株式会社）エグゼクティブオフィサー、経営企画本部経営企画室長 2010年6月 同社取締役エグゼクティブオフィサー、経営企画本部経営企画室長 2011年4月 同社取締役執行役員、産業システム事業本部長 2011年6月 同社執行役員、産業システム事業本部長 2012年4月 同社執行役員、産業インフラ事業本部長 2017年4月 当社執行役員副社長 2017年6月 当社代表取締役、執行役員副社長 2018年4月 当社代表取締役社長、執行役員社長（現在に至る）</p>	7,500株
<p>【重要な兼職の状況】 なし</p>			
<p>【在任期間および選任理由】 2017年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は5年になります。また、2018年4月より代表取締役社長を務めております。 経営企画部門の責任者としての経験や、企業経営に関する見識に基づき、当社変革のけん引役を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏を本株主総会で選任いただいた場合、引き続き代表取締役社長として選定する予定です。</p>			
<p>【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。</p>			
<p>【役員等賠償責任保険契約】 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	再任 社外取締役候補者 かわしま きよし 川島清嘉 (1954年2月12日生)	1979年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1984年5月 川島法律事務所(横浜弁護士会、現神奈川県弁護士会)(現在に至る) 1995年4月 最高裁判所 司法研修所民事弁護教官 2004年4月 横浜国立大学法科大学院教授 2011年4月 放送大学客員教授(現在に至る) 2012年6月 当社社外取締役(現在に至る) 2015年6月 アマノ株式会社社外取締役(現在に至る) 2017年5月 株式会社横浜インポートマート社外監査役 2021年6月 横浜川崎国際港湾株式会社社外監査役(現在に至る)	0株
	【重要な兼職の状況】 弁護士〔川島法律事務所〕 放送大学客員教授 アマノ株式会社 社外取締役 横浜川崎国際港湾株式会社 社外監査役		
	【在任期間、社外取締役候補者としての選任理由および期待される役割の概要】 2012年に新たに社外取締役に選任いただき、在任期間は10年になります。 社外取締役以外に会社の経営に関与された経験はありませんが、法律に関する知見を活かした弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス強化に資する有用な助言、提言を行っており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、当該届け出を継続する予定です。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		
	【当社との間で締結している責任限定契約の概要】 法令および定款に基づき、同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約の効力は継続いたします。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。		
	【役員等賠償責任保険契約】 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>伊藤久美 (1964年12月20日生)</p>	<p>1987年4月 ソニー株式会社入社</p> <p>1998年4月 日本IBM株式会社入社</p> <p>2008年1月 同社副社長補佐</p> <p>2009年6月 米国IBM本社コーポレートストラテジー部門ディレクター</p> <p>2010年10月 日本IBM株式会社日本ストラテジー部門理事</p> <p>2011年1月 同社ソフトウェア部門Websphere事業部長</p> <p>2012年1月 同社グローバル・テクノロジー・サービス部門ビジネス・デベロップメント・エグゼクティブ</p> <p>2013年1月 同社グローバル・プロセス・サービス部門ソリューション・プログラム・エグゼクティブ</p> <p>2014年1月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社CMO</p> <p>2016年4月 立命館大学客員教授（現在に至る）</p> <p>2016年9月 4U Lifecare株式会社取締役COO</p> <p>2017年7月 株式会社Yext CMO</p> <p>2018年4月 4U Lifecare株式会社代表取締役社長CEO</p> <p>2018年6月 株式会社True Data社外取締役（現在に至る）</p> <p>2020年6月 当社社外取締役（現在に至る）</p> <p>2021年6月 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役（現在に至る）</p> <p>2022年1月 筑波大学理事（非常勤）（現在に至る）</p>	0株
3		<p>【重要な兼職の状況】 株式会社True Data 社外取締役 立命館大学客員教授 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 筑波大学理事（非常勤）</p> <p>【在任期間、社外取締役候補者としての選任理由および期待される役割の概要】 2020年に新たに社外取締役に選任いただき、在任期間は2年になります。グローバル企業などでの豊富な経験と、経営者としての高い見識に基づき、マーケティング、IT、グローバル戦略、ダイバーシティ等に関し有用な助言、提言を行っており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、当該届け出を継続する予定です。</p> <p>【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。</p> <p>【当社との間で締結している責任限定契約の概要】 法令および定款に基づき、同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約の効力は継続いたします。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。</p> <p>【役員等賠償責任保険契約】 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定していません。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	再任 社外取締役候補者 やまぐち かずよし 山口 和良 (1958年11月5日生)	1981年4月 株式会社神戸製鋼所入社 2004年4月 同社鉄鋼部門名古屋鉄鋼営業部長 2007年4月 同社鉄鋼部門薄板営業部自動車担当部長 2010年4月 同社鉄鋼事業部門薄板営業部担当役員補佐 2011年4月 神鋼鋼線工業株式会社ばね特線事業部ばね特線営業部長 2012年4月 同社ばね特線事業部長兼同ばね特線営業部長 2012年6月 同社取締役、ばね特線事業部長兼同ばね特線営業部長 2013年4月 同社取締役、ばね特線事業部長 2015年6月 神鋼鋼線ステンレス株式会社代表取締役社長 2017年6月 同社退職 神鋼鋼線工業株式会社顧問 2019年6月 同社退職 2021年6月 当社社外取締役（現在に至る）	0株
	【重要な兼職の状況】 なし		
	【在任期間、社外取締役候補者としての選任理由および期待される役割の概要】 2021年に新たに社外取締役に選任いただき、在任期間は1年になります。 長年にわたる大手鉄鋼メーカーでの営業部門の責任者としての経験と、経営者としての高い見識に基づき、経営全般に関し有用な助言、提言を行っており、引き続き選任をお願いするものであります。 なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、当該届け出を継続する予定です。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		
	【当社との間で締結している責任限定契約の概要】 法令および定款に基づき、同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約の効力は継続いたします。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。		
	【役員等賠償責任保険契約】 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	新任 すが い けん ぞう 菅井賢三 (1955年2月17日生)	1979年4月 富士電機製造株式会社(現 富士電機株式会社)入社 1997年7月 富士ファコム制御株式会社システム本部第一SI統括部ソリューション技術部長 2002年6月 同社取締役、ビジネス企画統括部長 2006年6月 同社常務取締役、社会基盤ビジネス本部長 2008年6月 富士電機システムズ株式会社取締役 2008年7月 同社オートメーション事業本部副本部長 2011年4月 富士電機株式会社執行役員、社会システム事業本部長 2012年4月 同社営業本部長 2014年4月 同社執行役員常務 2014年6月 同社取締役 2015年4月 同社執行役員専務 2016年4月 同社執行役員副社長 2016年6月 同社代表取締役 2019年3月 同社営業本部長退任 2020年10月 同社営業本部長 2021年9月 同社営業本部長退任 2022年4月 同社取締役(現在に至る)	0株
		【重要な兼職の状況】 富士電機株式会社 取締役	
		【在任期間および選任理由】 新任の取締役候補者であります。当社の事業活動に関連の深い電気機器製造業の経営者としての経験や、社会・産業システムを中心としたエンジニアリング等の豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般に関し有用な助言、提言を行っていただけると考え、選任をお願いするものであります。	
		【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。	
		【当社との間で締結している責任限定契約の概要】 法令および定款に基づき、同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結する予定であります。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。	
		【役員等賠償責任保険契約】 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	再任 ふじもと ひろし 藤本 浩 (1960年3月30日生)	2003年3月 古河総合設備株式会社入社 2011年11月 当社北関東支社電設技術部長 2013年7月 当社電設・建築事業本部電設事業部長 2016年4月 当社執行役員、電設・建築事業統括、電設・建築事業本部長 兼 総合設備事業部副事業部長 2019年4月 当社執行役員、電気設備事業統括、電気設備事業本部長 2019年6月 当社取締役、執行役員、電気設備事業統括、電気設備事業本部長 2020年4月 当社取締役、執行役員常務、電気設備事業統括、海外事業統括、電気設備事業本部長（現在に至る）	7,000株
	【重要な兼職の状況】 なし		
	【在任期間および選任理由】 2019年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は3年になります。 電設・建築事業の責任者としての経験や、執行役員としての職務執行経験による企業経営に関する豊富な知見と経験を有しており、当社の電気設備事業および海外事業の責任者としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		
	【役員等賠償責任保険契約】 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。		

招集し、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	再任 おだしげお 小田茂夫 (1959年8月22日生)	<p>1982年4月 富士電機製造株式会社（現 富士電機株式会社）入社</p> <p>2003年10月 富士プレイントラスト株式会社取締役</p> <p>2005年10月 富士電機リテイルシステムズ株式会社管理本部総務人事部長</p> <p>2010年7月 富士電機システムズ株式会社環境ソリューション本部産業ソリューション事業部東京工場総務部長</p> <p>2011年4月 富士電機株式会社生産統括本部東京事業所総務部長</p> <p>2012年4月 同社人事・総務室安全部長</p> <p>2014年4月 当社執行役員、経営企画本部副本部長、輸出管理室長</p> <p>2015年4月 当社執行役員、管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長</p> <p>2015年6月 当社取締役、執行役員、管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長</p> <p>2021年4月 当社取締役、執行役員常務、管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長（現在に至る）</p>	8,600株
		【重要な兼職の状況】 なし	
		【在任期間および選任理由】 2015年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は7年になります。 人事・総務部門、並びに財務・会計部門の責任者等の経験や、企業経営に関する見識に基づき、経営管理全般の責任者としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
		【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。	
		【役員等賠償責任保険契約】 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	再任 たお あつ のり 埜 篤 典 (1960年6月3日生)	1979年4月 富士電機総合設備株式会社入社 2006年4月 同社関西支社工事部長 2009年10月 当社空調設備事業本部空調設備事業部第一技術部長 2010年10月 当社空調設備事業本部空調設備事業部副事業部長 2012年4月 当社空調設備事業本部空調設備事業部長 2014年4月 当社執行役員、空調設備事業本部副本部長 2016年4月 当社執行役員、空調設備事業統括、空調設備事業本部長兼 総合設備事業部長 2019年4月 当社執行役員、工事技術本部長 2019年6月 当社取締役、執行役員、工事技術本部長 2021年4月 当社取締役、執行役員常務、工事技術本部長 (現在に至る)	7,000株
	【重要な兼職の状況】 なし		
	【在任期間および選任理由】 2019年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は3年になります。 空調設備事業の責任者としての経験や、執行役員としての職務執行経験による企業経営に関する豊富な知見と経験を有しており、当社の工事技術力および施工管理力の維持向上の推進責任者としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		
	【役員等賠償責任保険契約】 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。		

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	再任 さわ だ とも ゆき 澤 田 朋 之 (1961年7月27日生)	1985年4月 富士電機株式会社入社 2003年10月 富士電機システムズ株式会社産業・交通施設電機クリーンシステム技術部長 2011年4月 富士電機株式会社産業システム事業本部ファシリティ事業部AIR環境技術部長 2017年4月 同社パワエレシステム事業本部電源システム事業部長 2018年4月 同社パワエレシステム事業本部施設・電源システム事業部長 2019年4月 当社執行役員、営業本部副本部長 2020年4月 当社執行役員、営業統括（国内・海外）、営業本部長 2021年6月 当社取締役、執行役員、営業統括（国内・海外）、営業本部長（現在に至る）	3,700株
	【重要な兼職の状況】 なし		
	【在任期間および選任理由】 2021年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は1年になります。 営業部門の責任者としての経験や、執行役員としての職務執行経験による企業経営に関する豊富な知見と経験を有しており、当社の営業部門の責任者としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		
	【役員等賠償責任保険契約】 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。		

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役柏木隆宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

監 査 役 候 補 者

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
再任 社外監査役候補者 かしわ き たか ひろ 柏 木 隆 宏 (1959年7月25日生)	1983年4月 古河電気工業株式会社入社 2007年6月 同社CSR推進本部管理部長 2008年6月 同社法務部長 2012年4月 同社経営企画室長 兼 グループ会社統括部長 2013年4月 同社戦略本部 経営企画室長 2014年4月 同社執行役員、巻線事業部門長 2016年4月 同社執行役員、電装エレクトロニクス材料統括部門巻線事業部門長 2017年4月 同社執行役員、総務・CSR本部副本部長 2018年6月 同社常勤監査役（現在に至る） 当社社外監査役（現在に至る） 2019年6月 古河産業株式会社 監査役（現在に至る）	0株
【重要な兼職の状況】 古河電気工業株式会社 常勤監査役 古河産業株式会社 監査役		
【在任期間および社外監査役候補者としての選任理由】 2018年に新たに社外監査役として選任いただき、在任期間は4年になります。 古河電気工業株式会社の法務部門長および経営企画部門長等を歴任し、現在は古河電気工業株式会社常勤監査役の職にあるなど、企業経営に対する高い見識と監督能力を有し、経営監査機能の強化の職責を果たすとともに、経営全般に関し有用な助言、提言を行っており、引き続き社外監査役に選任をお願いするものであります。		
【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		
【当社との間で締結している責任限定契約の概要】 法令および定款に基づき、同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約の効力は継続いたします。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。		
【役員等賠償責任保険契約】 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求及び費用負担を当該保険契約により填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。		

以 上

(添付書類)

事業報告 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

本年4月26日に公表のとおり、過年度の退職給付債務の会計上の見積りに誤りがあったことが判明し、過年度の有価証券報告書を訂正することといたしました。関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしてしまいましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出され、経済活動や社会活動が制限されるなど厳しい状況が続きましたが、新型コロナウイルスのワクチン接種が進んだことや各種制限が解除されたことなどから、持ち直しの動きがみられました。海外においても、需要は回復に向かっているものの、年度の後半には地政学的リスクの高まりにより原材料及び資源価格の上昇基調に拍車がかかるなど、依然として先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループの属する設備工事業界におきましては、資機材価格の高騰及び労働力不足が続く中、データセンター・半導体分野などにおける投資は引き続き堅調に推移しました。また、当社が事業展開している東南アジアにおいては、新型コロナウイルス変異株拡大に伴う活動制限の影響により、厳しい状況が続きました。

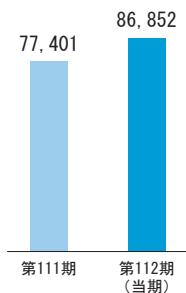
このような状況のもと、当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大の防止に努めるとともに、事業戦略及び営業戦略の徹底強化による物量の確保、持続的成長に向けた投資による経営基盤の強化、生産性向上に向けた業務改善の徹底による働き方改革の推進を重点課題として、事業環境の変化に柔軟に対応しながら引き続き競争力の強化に向けて取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高868億円（前期比12.2%増）、売上高820億円（前期比10.6%増）となりました。利益面では、売上高の増加並びに原価低減及び経費削減等により、営業利益65億92百万円（前期比10.2%増）、経常利益67億6百万円（前期比12.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益46億7百万円（前期比16.8%増）となり、過去最高益を更新しました。また、中期経営計画の最終年度である2023年度の営業利益目標60億円、当期純利益目標38億円をそれぞれ前倒しで達成しました。なお、今年度から適用の「収益認識に関する会計基準」の影響により、売上高は12億円、営業利益は27百万円増加しております。

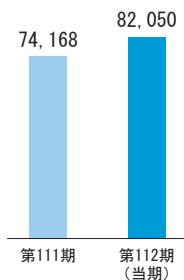
報告セグメントの工事分野及びセグメント別の状況につきましては、次のとおりであります。

報告セグメント	工事分野
【電気設備工事業】	(プラント工事業) 社会インフラ工事、産業システム工事、発電設備工事、送電工事 (内線・建築工事業) 内線工事、建築・土木工事、情報通信工事
【空調設備工事業】	産業プロセス空調設備工事、一般空調・衛生設備工事
【その他】	物品販売及び補修・修理等

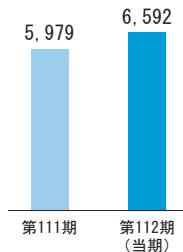
受注高
(百万円)



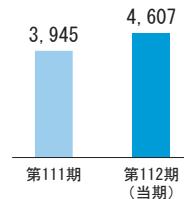
売上高
(百万円)



営業利益
(百万円)



親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



(2) セグメント別の営業の概況

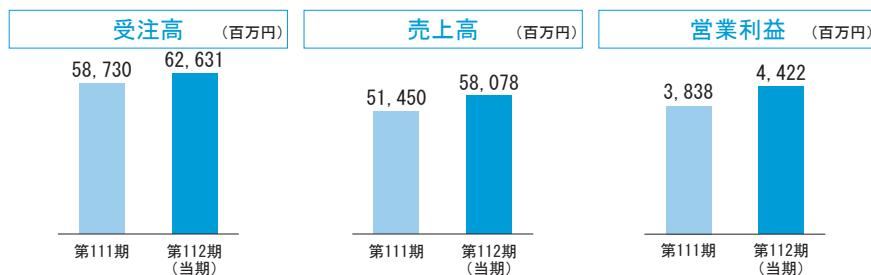
セグメント別の営業の概況は次のとおりであります。

電気設備工事業

受注高は626億円（前期比6.6%増）、売上高は580億円（前期比12.9%増）、営業利益は44億22百万円（前期比15.2%増）となりました。

主な受注案件は、ファナック株式会社・忍野工場R棟ニューアル工事に伴う電気設備工事、株式会社瑞光・特高変電設備工事、主な完成工事案件は、南西石油株式会社・電気設備リニューアル工事、富士電機株式会社・東京工場プラントシステム棟新築工事等であります。

受注高は工作機械メーカーなどの民間設備投資の増加により前期を上回りました。売上高及び営業利益は民間設備投資案件が堅調に推移したことから前期を上回りました。

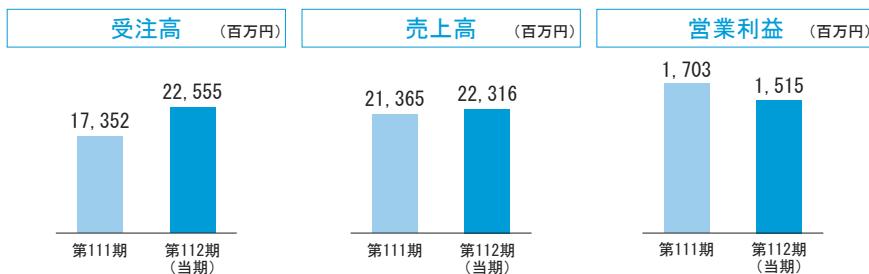


空調設備工事業

受注高は225億円（前期比30.0%増）、売上高は223億円（前期比4.5%増）、営業利益は15億15百万円（前期比11.0%減）となりました。

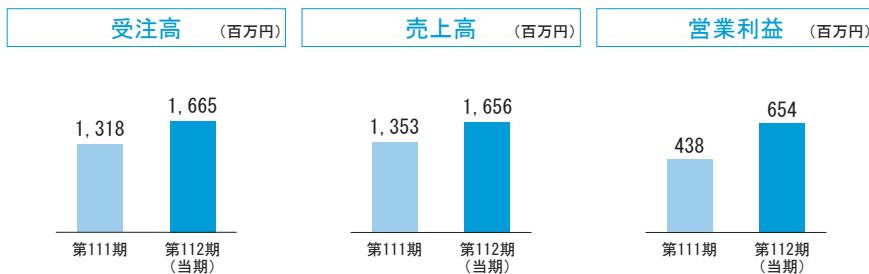
主な受注案件は、富士電機株式会社・松本工場5-2C棟1階改修工事、主な完成工事案件は、東洋平成ポリマー株式会社・茨城Cfファクトリー増築棟建設計画工事等であります。

受注高は医薬・医療分野及び半導体分野の大型案件があったことから前期を上回りました。売上高は医薬分野及び半導体分野の大型案件の進捗が堅調だったことなどから前期を上回りました。営業損益は前期に産業プロセス空調工事の大型高採算案件があったことなどから前期を下回りました。



その他

受注高は16億円（前期比26.3%増）、売上高は16億円（前期比22.4%増）、営業利益は6億54百万円（前期比49.2%増）となりました。



セグメント別受注高

セグメント		受注高	構成比
電気設備工事業	プラント工事業	38,761	44.6
	内線・建築工事業	23,869	27.5
	計	62,631	72.1
空調設備工事業		22,555	26.0
小計		85,186	98.1
その他		1,665	1.9
合計 (うち海外)		86,852 (3,872)	100.0

セグメント別売上高

セグメント		売上高	構成比
電気設備工事業	プラント工事業	36,961	45.1
	内線・建築工事業	21,116	25.7
	計	58,078	70.8
空調設備工事業		22,316	27.2
小計		80,394	98.0
その他		1,656	2.0
合計 (うち海外)		82,050 (5,520)	100.0

(3) 設備投資等および資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 今後の見通しおよび対処すべき課題

今後の見通しについては、コロナ禍からの経済活動の回復に伴い、民間を中心とした設備投資は底堅く推移するものと思われませんが、設備工事業界においては、労働力不足の深刻化や調達価格の高騰など、依然として不透明な事業環境が続くものと思われします。

このような状況の中、当社グループはESG経営への転換を図り、事業活動を通じた社会課題の解決に貢献するため、全社を挙げて取り組んでまいります。具体的な取り組みといたしましては推進体制を整備し、ロードマップを作成のうえ、マテリアリティ（重要課題）を特定いたしました。今後はマテリアリティの実現に向けて具体的な取り組みとKPIを定めて推進してまいります。

営業戦略については、脱炭素化に向けた設備投資の取り込みやデータセンター・半導体をはじめとした好調な分野へのリソースの傾注などによる物量の確保に努めるとともに、コストダウンについては、集中購買や計画発注等を着実に実行してまいります。コロナ禍による厳しい状況が続きました東南アジアにおける海外事業については、各拠点の状況に応じた事業構造の改革に取り組んでまいります。

また、生産性向上に向けた業務改善の徹底による働き方改革の推進、IT関連や研究開発等への積極的な投資を実行しつつ、競争力を強化し業績の確保を図ってまいります。

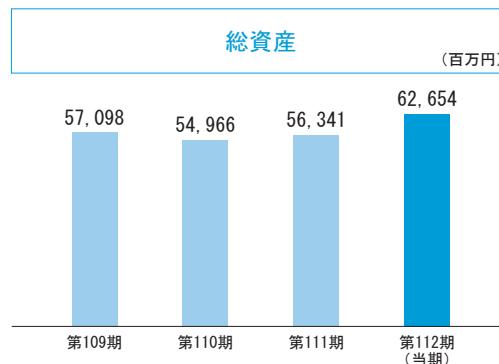
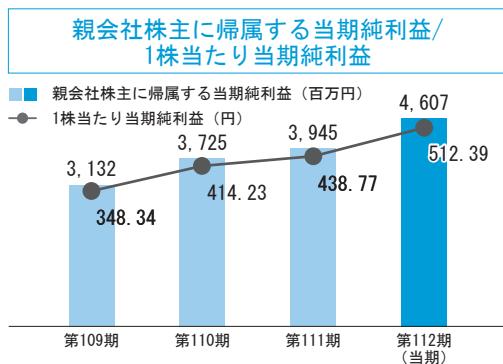
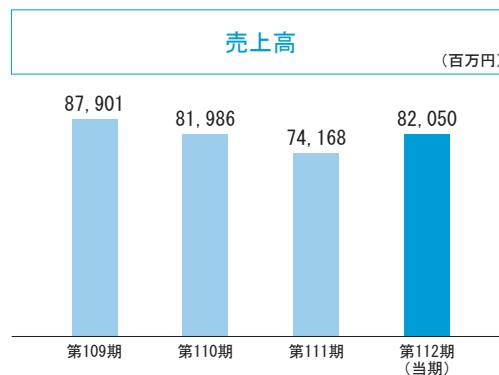
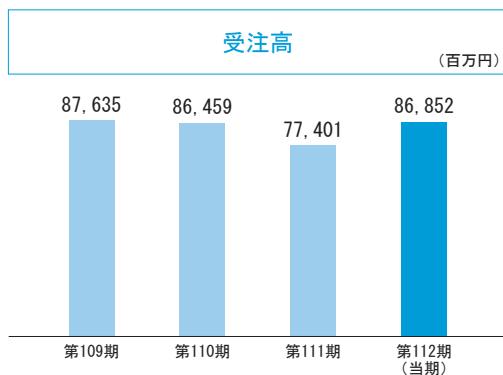
これらの取り組みを踏まえて、2023年3月期通期の連結業績については、受注高900億円（前期比3.6%増）、売上高830億円（前期比1.2%増）、営業利益66億50百万円（前期比0.9%増）、経常利益66億50百万円（前期比0.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益44億円（前期比4.5%減）を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 109 期 2018年度	第 110 期 2019年度	第 111 期 2020年度	第 112 期 2021年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	87,635	86,459	77,401	86,852
売 上 高 (百万円)	87,901	81,986	74,168	82,050
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,132	3,725	3,945	4,607
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	348.34	414.23	438.77	512.39
総 資 産 (百万円)	57,098	54,966	56,341	62,654

(注) 1. 当連結会計年度において、過年度における会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。2018年度から2020年度における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2. 当連結会計年度より収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は富士電機株式会社であり、同社は間接保有を含み当社株式を4,171千株（議決権比率46.5%。うち直接所有46.4%、間接所有0.1%）保有しており、持分は50%以下ですが、実質的に支配しているため親会社とするものであります。

当社グループは、富士電機グループの主として各種プラント設備製品の設計施工ならびに現地工事を受け持つとともに、富士電機グループより電気機器等の仕入れを行っております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件につきましては、他の一般的な取引と同様の条件を基本として、著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

上記の取引は、親会社から独立して意思決定を行っており、取締役会としては、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

ニ 親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	所在地	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
株式会社エフトリア	神奈川県	20 百万円	100.00 %	電気工事、電気計装工事、 機械配管工事
北辰電設株式会社	栃木県	20 百万円	100.00	電気工事
富士ファーマナイト株式会社	神奈川県	30 百万円	100.00	プラント配管漏洩補修
富士古河コスモスエナジー合同会社	神奈川県	45 百万円	66.67	再生可能エネルギーによる 発電事業、電気の販売事業
株式会社カンキョウ	東京都	35 百万円	100.00	海外の電気、空調、衛生設 備工事
株式会社町田電機商会	長野県	20 百万円	100.00	電気工事
富士古河E&C(タイ)社	タイ	1,600 万バーツ	48.56	電気工事
富士古河E&C(ベトナム)社	ベトナム	60 万米ドル	90.00 (10.00)	電気工事
富士古河E&C(マレーシア)社	マレーシア	160 万リンギット	100.00	電気工事
富士古河E&C(カンボジア)社	カンボジア	15 億リエル	100.00	電気工事
富士古河E&C(ミャンマー)社	ミャンマー	484 百万チャット	80.10 (6.4)	電気工事
富士古河E&C(インドネシア)社	インドネシア	4,950 百万ルピア	66.67	電気工事

- (注) 1. 出資比率欄の()内は、間接所有比率(内数)であります。
 2. 富士古河E&C(インド)社は清算手続き中であります。
 3. 創和工業株式会社は2022年3月31日付で株式譲渡をしております。

(11) 主要な事業内容

セグメント	事業内容
電気設備工事業	(プラント工事業) 社会インフラ工事、産業システム工事、発電設備工事、送電工事 (内線・建築工事業) 内線工事、建築・土木工事、情報通信工事
空調設備工事業	産業プロセス空調設備工事、一般空調・衛生設備工事
その他	物品販売及び補修・修理等

(12) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,550名	10名減

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役および臨時従業員は含んでおりません。

(13) 主要な借入先

特記すべき事項はありません。

(14) 主要な事業所

本社	： 川崎市幸区堀川町580番地
支社	： 西日本支社(大阪)、東日本支社(宇都宮)、中部支社(名古屋)
支店	： 東京支店(中央区)、中四国支店(広島)、九州支店(福岡) 北日本支店(仙台)、東関東支店(千葉)、長野支店(長野)

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,026,561株（うち自己株式 33,648株）
- (3) 当事業年度末の株主数 2,145名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富士電機株式会社	4,158 千株	46.24 %
古河電気工業株式会社	1,819	20.23
富士古河 E & C 社員持株会	314	3.50
富士通株式会社	171	1.91
光通信株式会社	157	1.75
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	122	1.36
千々石寛	66	0.74
株式会社横浜銀行	60	0.68
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	48	0.53
吉永英隆	34	0.38

(注) 当社は、自己株式33千株（0.37%）を保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
日下 高	代表取締役社長（執行役員社長）	
川島 清嘉	社外取締役	弁護士〔川島法律事務所〕 放送大学客員教授 アマノ株式会社 社外取締役 横浜川崎国際港湾株式会社 社外監査役
伊藤 久美	社外取締役	株式会社True Data 社外取締役 立命館大学客員教授 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 筑波大学理事（非常勤）
山口 和良	社外取締役	
柳澤 邦昭	取締役	富士電機株式会社 特別顧問 株式会社フェローテックホールディングス 社外取締役
藤本 浩	取締役（執行役員常務、電気設備事業統括、海外事業統括、電気設備事業本部長）	
小田 茂夫	取締役（執行役員常務、管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長）	
埴 篤典	取締役（執行役員常務、工事技術本部長）	
澤田 朋之	取締役（執行役員、営業統括（国内・海外）、営業本部長）	
明石 亨	常勤監査役	
福岡 敏夫	社外監査役	福岡敏夫税理士事務所 代表 鳥居薬品株式会社 社外取締役
柏木 隆宏	社外監査役	古河電気工業株式会社 常勤監査役 古河産業株式会社 監査役
遠藤 健二	社外監査役	遠藤健二公認会計士事務所 所長

(注) 1. 当該事業年度中の取締役および監査役の異動。

- ① 2021年6月22日開催の第111回定時株主総会において、山口和良、澤田朋之の両氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ② 藤原正洋氏は同総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 監査役福岡敏夫氏は、国税職員および税理士として経験を有しており、税務、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役遠藤健二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役川島清嘉、伊藤久美、山口和良、監査役福岡敏夫、遠藤健二の5氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

5. 当社は執行役員制度を導入しており、2022年4月1日現在、取締役と兼務していない執行役員は以下のとおりであります。
- | | |
|------|-------------------------|
| 横山克樹 | 執行役員、調達本部長 |
| 則松研一 | 執行役員、電気設備事業本部副本部長 |
| 菱田斉史 | 執行役員、電気設備事業本部副本部長 |
| 牧伸一 | 執行役員、空調設備事業統括、空調設備事業本部長 |
| 野崎潤 | 執行役員、営業本部副本部長、西日本支社長 |
| 杉山亨 | 執行役員、株式会社エフトリア代表取締役社長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令および定款に基づき、取締役川島清嘉、伊藤久美、山口和良、柳澤邦昭の4氏および各監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を上限として、その責任を負うものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象にならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外役員を除く。)	71	51	20	7
監査役 (社外役員を除く。)	20	20	—	1
社外取締役	16	16	—	3
社外監査役	18	18	—	3

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

①会社役員の報酬等の額または算定方法に係る決定に関する基本方針

当社の取締役、監査役の報酬は、株主の皆様への負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準といたします。

これらの体系、水準については、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証いたします。

なお、本方針は、当社の取締役会の決議および監査役の協議によって、以下のとおり定めております。

a. 常勤取締役

各年度の業績の向上、ならびに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬は、定額報酬と賞与で構成されており、以下のとおりとしております。

・定額報酬

役位に応じて、あらかじめ定められた固定額を毎月支給するものといたします。なお、自社株式取得を積極的に推進するため、役位に応じて本報酬額の一部を株式累積投資に拠出するものといたします。

・賞与

各年度の業績との連動性を明確にした基準に従い、每期一定の時期に支給するものといたします。

なお、毎期の営業利益や配当水準など会社業績をもとに業績評価指標を設定して、標準額を決定し、個別の支給額は、中長期的な観点も踏まえ、役位や会社業績への貢献度に基づいて標準額の75%～125%の割合で決定いたします。

業績評価指標に営業利益および配当水準などを選定した理由は、営業利益および配当水準などが当社の中期経営計画の重要なKPIであることから、業績連動報酬の算定に係る指標として選定をしており、中期経営計画の数値目標の達成及び更なる企業価値向上へのインセンティブとなることが期待されます。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標として連結営業利益の目標は6,000百万円、実績は6,592百万円、剰余金の配当水準の目標は、1株当たり100円、実績は130円となっております。

b. 社外取締役、非常勤取締役および監査役

社外取締役、非常勤取締役および監査役は、職務執行の監督または監査の職責を負うことから、その報酬は、定額報酬として、役位に応じてあらかじめ定められた固定額を支給するものといたします。

なお、社外取締役、非常勤取締役および監査役の自社株式の取得は任意といたします。

c. 報酬の決定方法

取締役会は、代表取締役社長 日下高氏に対して、各取締役の個別の報酬額に関する決定を委任しております。その権限の内容は、各取締役の定額報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したからであります。委任を受けた代表取締役社長 日下高氏は、上記の方針および当社が定める報酬基準に基づき、社外取締役に報告の上でこれを決定いたします。

d. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会付議前に社外取締役に報告し、原案の決定方針との整合性や報酬額の水準などについて意見交換を行っているため、取締役会も基本的にその内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関しては、2009年6月23日開催の第99回定時株主総会において、取締役は年額3億円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）、監査役は6千万円以内とし、取締役の報酬額には、使用人兼取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない旨の決議をしております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は1名）、監査役の員数は4名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	地位	兼職の状況（当社との関係）
川島清嘉	社外取締役	弁護士〔川島法律事務所〕 放送大学客員教授 アマノ株式会社 社外取締役 横浜川崎国際港湾株式会社 社外監査役
伊藤久美	社外取締役	株式会社True Data 社外取締役 立命館大学客員教授 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 筑波大学理事（非常勤）
福岡敏夫	社外監査役	福岡敏夫税理士事務所 代表 鳥居薬品株式会社 社外取締役
柏木隆宏	社外監査役	古河電気工業株式会社（当社その他の関係会社）常勤監査役 古河産業株式会社 監査役
遠藤健二	社外監査役	遠藤健二公認会計士事務所 所長

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況と役割
川島清嘉	社外取締役	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該見地よりコンプライアンス強化に資する有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
伊藤久美	社外取締役	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、グローバル企業などでの豊富な経験と、経営者としての高い見識に基づき、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該見識に基づき、マーケティング、IT、グローバル戦略、ダイバーシティ等に関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
山口和良	社外取締役	就任以降当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、大手鉄鋼メーカーでの営業部門の責任者としての豊富な経験と、経営者としての高い見識に基づき、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該見識に基づき、営業戦略、人事労務関連に関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
福岡敏夫	社外監査役	当事業年度開催の取締役会13回中12回に、監査役会8回の全てに出席し、国税職員および税理士として培ってきた豊富な経験・見地より、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該経験・見地より、税務・会計に関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
柏木隆宏	社外監査役	当事業年度開催の取締役会13回の全て、監査役会8回の全てに出席し、経営管理に関する豊富な経験・知識に基づき、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該経験・知識に基づき、コーポレートガバナンスに関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
遠藤健二	社外監査役	当事業年度開催の取締役会13回の全て、監査役会8回の全てに出席し、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地より、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該経験・見地より、財務・会計並びにディスクロージャーに関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 63百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 75百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画と実績の状況について確認するとともに、当期監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、かつ改善の見込みがないと認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。このほか会計監査人としての職務を適切に遂行できないと認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案します。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営の透明性・適法性および監視監督機能の実効性を確保するため、社外から取締役、監査役を招聘する。
- ② 当社および子会社（以下、「当社グループ」という）の全役職員に対し、当社グループの経営理念および行動規範である企業行動憲章の精神を繰り返し説き、その遵守徹底を図る。
- ③ コンプライアンス規程およびコンプライアンス・プログラムに基づき、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進する。
 - ・コンプライアンス委員会において、当社グループを取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底を図る。
 - ・当社グループの事業活動に関わる規制法令毎に社内ルール、日常監視、監査、教育等を体系化したコンプライアンス・プログラムを制定し、これに基づき使用人に対し遵法教育を実施する。
 - ・通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、当社グループの使用人および取引先の役職員から当社への通報を容易にする通報制度を整備し、法令、定款、または社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図る。当社グループの役職員は、この規程に基づき当該通報者に対して、不利益な取り扱いをしてはならない。
 - ・上記体制の確立および推進により、グループ各社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。
- ④ 社長直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含め内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ・文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行にかかる記録等その他重要文書の保存および保管に関する責任者、取締役および監査役に対する閲覧等の措置等を定める。また、当該規程の制定、改廃においては、監査役と事前に協議する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおける事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため社内規程を制定する。特定のリスクについては、リスク毎に担当部門を定め、準拠すべき規程・マニュアルを整備し、適切なリスク管理体制を構築する。
- ② 大規模自然災害等の緊急事態の発生に対処するため緊急時対応要領を制定し、危機管理担当役員、緊急事態発生時の連絡体制および対策本部の設置等を定め、緊急事態による発生被害の極小化を図る。
- ③ 内部監査部門は、当社グループにおけるリスク管理体制が適切に構築され、的確な運用がなされているか、定期的に監査を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と、業務執行機能を分離することで業務の効率化を図るとともに、執行役員を中心とした経営会議を開催し、より具体的に迅速な経営判断がなされるよう努める。また取締役会規則、決裁権限規程により、業務執行に関する意思決定等の権限を明確にする。
- ② 当社グループの全体を網羅した各年度および中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価、見直しを行う。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法に定める当社グループに係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「富士古河E&Cグループの財務報告に係る内部統制運営規程」を制定し、これに基づき、グループ各社は財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を各社の取締役会に報告する。

(6) 当該株式会社その親会社および子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 富士電機グループの一員として、当該グループ経営理念を共有するとともに、上場会社として経営活動の独立性を確保し、適正な業務の運営を行う。
- ② 当社グループは、当社事業部門長や子会社の代表取締役等が参加し、グループ全体の経営戦略、経営方針等についての審議・報告と、グループの経営状況をモニタリングするための会議を定期的を開催し、運用する。
- ③ 関係会社管理規程を制定し、グループ各社の経営上の重要事項について、当社への報告または当社の承認を得ることを求める。
- ④ グループ各社に対し会社法に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の決定を求め、それらの実効性の確保を図る。
- ⑤ 内部監査部門は、グループ各社の業務の適正が継続的に確保されているか、定期的に確認する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役は、職務執行上必要に応じて経営企画部門および内部監査部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は、その補助業務を取締役から独立して行う。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項

- ① 監査役が、その職務執行において十分な情報を収集し得るため、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項を定めるほか、子会社の取締役、監査役および使用人が当社監査役に対し報告すべき事項についても制定する。また、監査役が当社グループの事業について、当社および子会社の役職員に対し報告を求めた場合、当該報告をしなければならない。
- ② 上記報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

(9) その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることなどにより、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する。
- ② 監査役は、内部監査部門および会計監査人と相互に情報交換を行うことで連携を強化し、監査の実効性と効率性の向上を図る。
- ③ 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等につき意見交換や、必要と判断される要請を行い、相互認識を深めるよう努める。
- ④ 監査役の職務の執行にかかる費用について、あらかじめ予算を計上するよう努め、緊急または臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用をすることで業務の適正の確保に努めてきたにもかかわらず、過去の退職給付の会計処理に誤謬があることが判明し、過年度の有価証券報告書等を訂正することといたしました。当該誤謬は、過去の退職金制度改訂時に、当該改訂が退職給付の会計処理に与える影響について検討する体制が不十分であったことに起因し、退職給付引当金の見積に関する内部統制が必ずしも十分に整備・運用できていなかったことによるものと考えております。

これを受けて、再発防止のために、退職金給付制度改定時の年金数理人への計算依頼する内容を明確化し、その承認手続を含む手順書の作成を行い、決算・財務報告プロセスに係る内部統制を強化し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下(a)～(f)のとおりであります。

(a) コンプライアンス

社外取締役および社外監査役を含む監査役も出席するコンプライアンス委員会を年2回開催し、期初に作成したコンプライアンス・プログラムの実施状況や通報の内容・対応状況等の確認・審議を行っております。

また、法令・社会的規範の遵守徹底を図るため、当社グループの使用人に対して階層に応じた社内研修においてコンプライアンスに関する教育を行っております。さらに、コンプライアンスに抵触するおそれのある事象が発生した場合は、都度、経営会議等で法令遵守の徹底を図っております。

(b) リスク管理

危機の発生の未然防止、損失影響の最小化をはかるため、リスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また、内部監査部門は、的確な運用が行われていることを確認しております。

なお、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、経営会議等で報告され、リスクの共有および対応を図っております。

(c) 取締役の職務執行の適正性および効率性の確保

社外取締役を含む取締役および社外監査役を含む監査役が出席する取締役会を月1回開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要な事項について決議を行うとともに、監査役も出席する執行役員を中心とした経営会議を月2回開催し、経営判断の迅速化・効率化に努めております。

当事業年度においては、取締役会を13回、経営会議を24回開催し、各議案についての審議、業務執行状況等について監督を行い、意思決定および業務執行の適正性を確保しております。

(d) グループ管理

グループ各社の経営上の重要事項は関係会社管理規程に基づき、子会社から報告を受け、または事前承認を行っております。

(e) 内部監査

内部監査部門は、2021年度の監査計画に基づき、当社の各部門およびグループ会社の業務執行状況、コンプライアンスの遵守状況等について内部監査を行い、その結果を取締役社長、監査役、社外取締役に報告するとともに、経営会議にて報告を行っております。

また、指摘事項や是正・改善要望事項があった場合は、必要な提言を行うとともに、是正・改善状況についてのフォロー監査を行っております。

(f) 監査役の監査の実効性の確保

監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席しております。

また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めています。定例の監査役会を開催するほか、内部監査部門、会計監査人および社外取締役との情報交換や、代表取締役との定期的な会合を行っております。

また、子会社の監査役と適宜会合を持ち、情報交換を行っております。

7. 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、グループの収益力向上により株主資本の充実を図り、経営基盤を強化し、将来の成長に必要な投資等のための内部留保を確保するとともに、株主の皆様へ利益還元を図ることを基本方針としております。

この基本方針のもと、剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に実施することとし、当期の業績、今後の成長へ向けた投資計画および経営環境等を総合的に勘案し、配当金額を決定いたします。

なお、当社は剰余金の配当等を取締役会の決議によって、定めることができるものとしております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、通期業績、経営環境および財政状態等を総合的に勘案し、1株につき前事業年度比40円増配の130円とさせていただくことを、2022年5月25日開催の取締役会において決議いたしました。

-
- (注) 1. 事業報告の記載金額は単位未満切り捨てにより表示しております。
2. 事業報告の千株単位の記載株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	57,324,001	流 動 負 債	26,466,281
現 金 預 金	5,426,177	支払手形・工事未払金等	18,224,074
受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	31,605,599	短 期 借 入 金	191,489
電 子 記 録 債 権	5,551,740	未 払 法 人 税 等	2,081,245
未 成 工 事 支 出 金	842,476	契 約 負 債	2,170,925
材 料 貯 蔵 品	172,591	完 成 工 事 補 償 引 当 金	124,750
預 け 金	12,136,900	工 事 損 失 引 当 金	55,016
そ の 他	1,737,025	そ の 他	3,618,779
貸 倒 引 当 金	△148,510		
		固 定 負 債	2,521,696
固 定 資 産	5,330,024	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,011,177
有 形 固 定 資 産	2,537,214	リ ー ス 債 務	1,026,087
建 物 ・ 構 築 物	259,200	そ の 他	484,431
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	906,965	負 債 合 計	28,987,977
土 地	462,036	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	909,012	株 主 資 本	32,957,058
無 形 固 定 資 産	445,963	資 本 金	1,970,000
ソ フ ト ウ ェ ア	377,570	資 本 剰 余 金	6,636,580
そ の 他	68,393	利 益 剰 余 金	24,380,699
投 資 そ の 他 の 資 産	2,346,847	自 己 株 式	△30,220
投 資 有 価 証 券	511,633	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△15,919
長 期 貸 付 金	78,435	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	97,702
退 職 給 付 に 係 る 資 産	97,752	為 替 換 算 調 整 勘 定	△112,075
繰 延 税 金 資 産	1,150,373	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,545
そ の 他	544,912	非 支 配 株 主 持 分	724,909
貸 倒 引 当 金	△36,261	純 資 産 合 計	33,666,048
資 産 合 計	62,654,026	負 債 純 資 産 合 計	62,654,026

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

売	上	高		
	完	成	工	事
			高	82,050,861
売	上	原	価	
	完	成	工	事
			原	価
				67,749,800
	売	上	総	利
			益	
	完	成	工	事
			総	利
			益	14,301,060
販	売	費	及	び
			一	般
			管	理
			費	7,708,949
営	業	利	益	6,592,111
営	業	外	収	益
	受	取	利	息
			及	び
			配	当
			金	24,269
	為	替	差	益
			97,044	
	保	険	解	約
			返	戻
			金	40,147
	そ	の	他	
			40,693	202,155
営	業	外	費	用
	支	払	利	息
			68,869	
	コ	ミ	ツ	ト
			メ	ン
			ト	フ
			イ	11,214
	そ	の	他	
			7,291	87,374
	経	常	利	益
			6,706,891	
特	別	利	益	
	関	係	会	社
			株	式
			売	却
			益	341,990
			341,990	341,990
税	金	等	調	整
			前	当
			期	純
			利	益
			7,048,881	7,048,881
法	人	税	、	住
			民	税
			及	び
			事	業
			税	2,606,418
法	人	税	等	調
			整	額
			△170,785	2,435,632
当	期	純	利	益
			4,613,249	4,613,249
非	支	配	株	主
			に	帰
			属	す
			る	当
			期	純
			利	益
			5,347	5,347
親	会	社	株	主
			に	帰
			属	す
			る	当
			期	純
			利	益
			4,607,901	4,607,901

連結株主資本等変動計算書（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,970,000	6,636,482	20,139,297	△29,514	28,716,264
誤謬の訂正による 累積的影響額			442,630		442,630
遡及処理後当期首残高	1,970,000	6,636,482	20,581,927	△29,514	29,158,895
会計方針の変更による 累積的影響額			252		252
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,970,000	6,636,482	20,582,180	△29,514	29,159,148
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△809,383		△809,383
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,607,901		4,607,901
自 己 株 式 の 取 得				△742	△742
自 己 株 式 の 処 分		98		35	134
連 結 範 囲 の 変 動					-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純額）					-
当 期 変 動 額 合 計		98	3,798,518	△706	3,797,910
当 期 末 残 高	1,970,000	6,636,580	24,380,699	△30,220	32,957,058

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	85,465	△161,261	△162,579	△238,375	734,224	29,212,113
誤謬の訂正による 累積的影響額			25,936	25,936		468,566
遡及処理後当期首残高	85,465	△161,261	△136,643	△212,439	734,224	29,680,680
会計方針の変更による 累積的影響額				-		252
会計方針の変更を反映した当期首残高	85,465	△161,261	△136,643	△212,439	734,224	29,680,932
当期変動額						
剰余金の配当				-		△809,383
親会社株主に帰属する 当期純利益				-		4,607,901
自己株式の取得				-		△742
自己株式の処分				-		134
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12,236	49,185	135,097	196,520	△9,315	187,205
当期変動額合計	12,236	49,185	135,097	196,520	△9,315	3,985,116
当期末残高	97,702	△112,075	△1,545	△15,919	724,909	33,666,048

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)			49,416,093	(負債の部)			23,451,530
流動資産			49,416,093	流動負債			23,451,530
現金預金			1,377,595	工事未払金			17,154,363
受取手形			1,257,743	リース負債			4,034
完成工事未収入金			17,080,504	未払金			303,764
契約資産			9,901,653	未払費用			2,013,749
電子記録債権			5,335,666	未払法人税等			1,868,019
未成工事支出金			663,997	未払消費税等			511,380
材料貯蔵品			148,877	契約負債			1,219,859
短期貸付金			976,887	完成工事補償引当金			124,750
前払費用			185,178	工事損失引当金			40,448
預け金			12,136,900	その他の			211,160
その他の貸倒引当金			382,402				
			△31,316	固定負債			1,098,301
固定資産			5,794,354	リース負債			961
有形固定資産			1,372,143	退職給付引当金			941,639
建物・構築物			175,637	その他の			155,700
機械・運搬具			771,442				
工具器具・備品			47,872	負債合計			24,549,832
土地			371,766				
リース資産			5,424	(純資産の部)			
無形固定資産			378,055	株主資本			30,642,718
電話加入権			32,183	資本金			1,970,000
ソフトウェア			345,424	資本剰余金			6,703,466
その他の			447	資本準備金			1,801,825
投資その他の資産			4,044,155	その他の資本剰余金			4,901,641
投資有価証券			95,809	利益剰余金			21,999,472
関係会社株式・関係会社出資金			2,151,762	利益準備金			152,939
長期貸付金			242,385	その他の利益剰余金			21,846,533
破産更生債権等			43,405	繰越利益剰余金			21,846,533
前払年金費用			99,979	自己株式			△30,220
長期前払費用			10,170	評価・換算差額等			17,897
長期保証金			312,194	その他有価証券評価差額金			17,897
繰延税金資産			1,071,022				
その他の			60,939	純資産合計			30,660,615
貸倒引当金			△43,514				
資産合計			55,210,447	負債純資産合計			55,210,447

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

売	上	高	
	完 成 工 事	高	70,739,452
売	上 原 価		
	完 成 工 事 原 価		58,390,853
	売 上 総 利 益		12,348,598
	完 成 工 事 総 利 益		12,348,598
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,441,472
営 業 利 益			5,907,125
営 業 外 収 益			
	受 取 利 息 及 び 配 当 金		519,137
	為 替 差 益		74,900
	そ の 他		20,143
営 業 外 費 用			614,182
	支 払 利 息		4,129
	コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ		11,214
	そ の 他		1,698
経 常 利 益			17,041
特 別 利 益			6,504,265
	関 係 会 社 株 式 売 却 益		518,274
特 別 損 失			518,274
	関 係 会 社 株 式 評 価 損		39,330
税 引 前 当 期 純 利 益			39,330
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			2,233,005
法 人 税 等 調 整 額			△91,987
当 期 純 利 益			2,141,018
			4,842,191

株主資本等変動計算書（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,970,000	1,801,825	4,901,542	6,703,367
誤謬の訂正による 累積的影響額				
遡及処理後当期首残高	1,970,000	1,801,825	4,901,542	6,703,367
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,970,000	1,801,825	4,901,542	6,703,367
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				-
当期純利益				-
自己株式の取得				-
自己株式の処分			98	98
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-
当期変動額合計	-	-	98	98
当 期 末 残 高	1,970,000	1,801,825	4,901,641	6,703,466

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	152,939	17,370,841	17,523,781
誤謬の訂正による 累積的影響額		442,630	442,630
遡及処理後当期首残高	152,939	17,813,472	17,966,411
会計方針の変更による 累積的影響額		252	252
会計方針の変更を反映した当期首残高	152,939	17,813,725	17,966,664
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		△809,383	△809,383
当期純利益		4,842,191	4,842,191
自己株式の取得			-
自己株式の処分			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-
当期変動額合計	-	4,032,808	4,032,808
当 期 末 残 高	152,939	21,846,533	21,999,472

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△29,514	26,167,634	11,547	11,547	26,179,181
誤謬の訂正による 累積的影響額		442,630			442,630
遡及処理後当期首残高		26,610,264			26,621,812
会計方針の変更による 累積的影響額		252			252
会計方針の変更を反映した当期首残高	△29,514	26,610,517	11,547	11,547	26,622,064
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△809,383		-	△809,383
当期純利益		4,842,191		-	4,842,191
自己株式の取得	△752	△752		-	△752
自己株式の処分	46	145		-	145
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	6,349	6,349	6,349
当 期 変 動 額 合 計	△706	4,032,201	6,349	6,349	4,038,550
当 期 末 残 高	△30,220	30,642,718	17,897	17,897	30,660,615

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

富士古河E & C株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士古河E & C株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士古河E & C株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金及び退職給付に係る調整累計額を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを確認する。また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書に日連した監査証拠に基づいて、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を表示し、注記事項が、注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる対する意見や、注記事項を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類の監査は、単独で監査意見が、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したことを、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

富士古河E & C株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士古河E & C株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連した注記事項の妥当性を評価する。作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠を基に、継続企業前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書に記述した範囲の監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等と注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか、取引や会計上の取引を含む注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して表示されているかどうかを評価する。また、監査人は、監査役及び監査役会が適正に表示しているかどうかを評価する。また、監査人は、監査役及び監査役会が適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査役活動計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査役活動計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人より当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人よりその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり。退職給付引当金の見積に関する内部統制が必ずしも十分に整備・運用できていなかったことにより、過去の退職給付の会計処理に誤謬が生じ、過年度の有価証券報告書等を訂正することになりましたが、取締役は当該内部統制の改善に取り組んでおり、監査役会としては、改善状況及び再発防止策の実施状況について、注視してまいります。また、当期の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の適正性に影響は生じてないことを確認しております。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

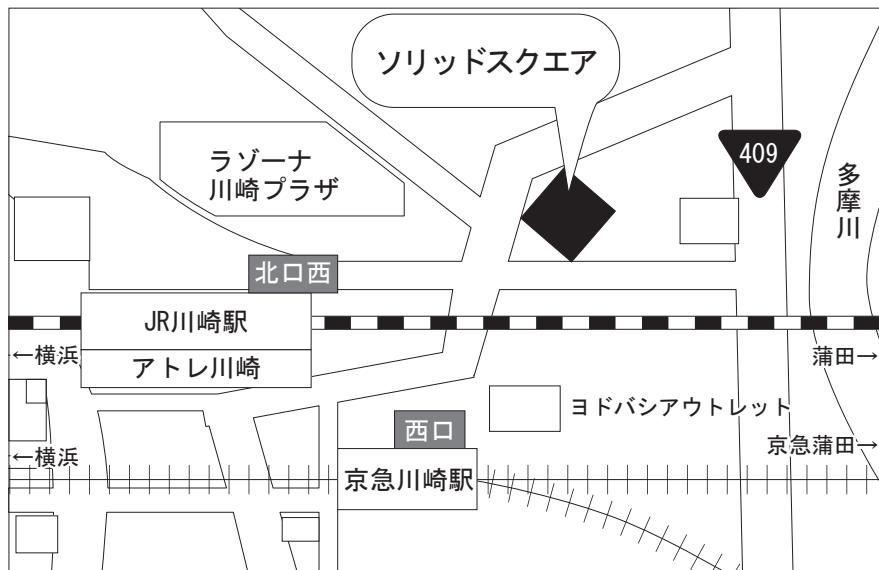
富士古河E & C株式会社 監査役会
常勤監査役 明 石 亨 ㊟
社外監査役 福 岡 敏 夫 ㊟
社外監査役 柏 木 隆 宏 ㊟
社外監査役 遠 藤 健 二 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館 4階 会議室



* JR 「川崎駅」下車 北口西より徒歩約5分

* 京浜急行線「京急川崎駅」下車 西口より徒歩約3分